

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和3年3月9日現在)

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
経済産業省	持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。	R2.5/1~R3.1/15(原則) 原則、電子申請の送信完了の締め切りが、R3.1/15の24時まで ※特段の事情がある方の書類の提出期限をR3.1/13から2/15まで延長。 加えて、書類の提出期間延長の申請期限は、R3.1/15から1/31まで延長します。 【申請受付終了】	法人:200万円、個人事業者:100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 【売上減少分の計算方法】 前年の売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	持続化給付金事業コールセンター 【9月1日以降に申請される方】 直通番号:0120-279-292 IP電話専用回線:03-6832-6631 【8月31日までに申請された方】 TEL:0120-115-570(直通) IP電話:03-6831-0613											
	家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給。	資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※ ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。	①5月~12月の売上高について、 ・1か月で前年同月比▲50%以上または、 ・連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上 ②自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 左記の者であり、5月~12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少	R2.7/14~R3.1/15⇒R3.2/15 申請開始後、売上減少月の翌月~R3.1/15までの間、いつでも申請できます。 (なお、給付額は申請時の直近1か月に於ける支払賃料に基づき算定されます。) 申請期限は、当初、2021年1月15日(金)24時までとしておりましたが、2021年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、2021年2月15日(月)24時まで申請期限を延長しました。 まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2月15日の申請期限までに申請を完了ください。 【申請受付終了】	申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。 申請時の直近1か月に於ける支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 (法人) 支払賃料(月額) 給付額(月額) 75万円以下 支払賃料×2/3 75万円超 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限 (個人事業者) 37.5万円以下 支払賃料×2/3 37.5万円超 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限	家賃支援給付金 コールセンター TEL:0120-653-930 (平日・土日祝日8:30~19:00)											
	生産性革命推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援。生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。	■特別枠の申請要件(3つの補助事業に共通) 【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること ・類型A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓) ・類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供) ・類型C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例: WEB会議システム、シンククライアントシステム等の導入) ■事業再開枠の対象※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費 ・消毒、マスク、清掃 ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等) ・換気設備 ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等) ・掲示・アナウンス(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)			(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp												
	【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型】	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。	中小企業者等・小規模事業者等	(1) 交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2) 以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加	R2.5/22~R3.2/3(3次:8/3、4次:11/26⇒12/18、5次:2/4⇒2/22) (6次) R3.4/15~5/13	■補助上限:原則1,000万円 ■補助率: 【通常枠】中小企業:1/2、小規模企業者・小規模事業者:2/3 【特別枠(類型A)】2/3 【特別枠(類型B又はC)】3/4 【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】上限60万円・定額(10/10)	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053											
	【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【新特別枠】 【低感染リスク型ビジネス枠】	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に「補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	(1) 交付決定日から10か月以内の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の 手続きがこの期間内に完了する事業であること。 (2) 以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする (3) 補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが要件。 ・物理的な対人接触を減らすことに資する革新的な製品・サービスの開発 ・物理的な対人接触を減らす製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 ・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資	(6次) R3.4/15~5/13 ※5次までの各締切で不採択だった方は、6次締切に再度ご応募いただくことが可能です。6次締切分の採択発表は、6月末を予定。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、6次締切後も申請受付を継続し令和3年度内には、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います。	【新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)】 ■補助上限:1,000万円 ■補助率:2/3	ものづくり補助金事務局 TEL:050-8880-4053											
	【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助金<一般型>	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助。	小規模事業者等	【想定される活用例】 ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。 ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。 ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。	~R42/4 【受付締切】第5回:R3/6/4、第6回:R3/10/1、第7回:R4/2/4 ※事業再開枠および特別事業者の上限引上げは、第4回締切までで終了いたしました。	■補助上限:50万円 ■補助率:2/3 (条件により、補助上限の引上げが有ります)	全国商工会連合会 TEL:03-6670-2540 日本商工会議所 TEL:03-6447-2389											
	【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。	小規模事業者	小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件①~③いずれかに合致する投資であること。 ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備	R2.4/28~12/10 【受付締切】第1回:5/15、第2回:6/5、第3回:8/7、第4回:10/2、第5回:12/10【最終締切】(いずれも必着) 【申請受付終了】	■補助上限:100万円 ■補助率:(類型A)2/3、(類型B又はC)3/4 上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。 ・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10) ・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10) ※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。 ※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。 ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6447-5485											
	【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<特別枠(C類型)>	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠(C類型)」を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援。	中小企業・小規模事業者等	(1) 補助対象事業の考え方 甲: サプライチェーンの毀損への対応 (顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う) 乙: 非対面型ビジネスモデルの転換 (非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う) 丙: テレワーク環境の整備 (従業員がテレワーク(在宅勤務等)で業務を行う環境を整備するために必要なIT投資を行う)	R2.5/11~12/18 通常枠(9次)、特別枠(8次)申請締切:11月2日(月)17時 通常枠(10次)、特別枠(9次)申請締切:12月18日(金)17時【最終締切】	補助率:1/2(特別枠は、類型A(「甲」):2/3、類型B又はC(「乙」又は「丙」):3/4) ※詳細は31、32ページ参照 ※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加算 ※公募要領上では類型A:「甲」、類型B:「乙」、類型C:「丙」と記載 ※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助。	(一社)サービスデザイン推進協議会 TEL:0570-666-424											

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 New 補助金・助成 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
経済産業省	補 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点を整備しようとする際の設備導入等を支援。	大企業・中小企業等	(1)事業A 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業 ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業 ◇補助率:大企業(1/2以内)、中小企業等(2/3以内) (2)事業B 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 ◇補助率:大企業(2/3以内)、中小企業等(3/4以内) (3)要件①~③の全てを満たす事業 ①複数の中小企業等のグループによる共同事業 ②事業Aに該当する事業 ③グループ化メリットを有する事業	R2.5/22~7/22正午必着	事業を早期に実施したい方のために、6月5日正午まで(必着)に応募申請書をご提出いただいた方については、先行審査の対象となります。	【申請受付終了】	■補助上限額:150億円 ■補助率:大企業1/2以内、中小企業等2/3以内等 ■補助対象経費:建物・設備の導入費等 ■事業期間:原則3年間(大規模案件は4年間)	みずほ情報総研 社会政策コンサルティング部 TEL:03-6825-5476 E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp									
	補 【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業<設備導入補助型(一般枠・特別枠)>	製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、民間団体等のASEAN等海外の事業実施法人(海外子会社または海外孫会社)	(1)設備導入補助型(一般枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業 (2)設備導入補助型(特別枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に以下のA及びBを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの	第1回公募:R2.5/26~6/15 第3回公募:R2.9/30~	【申請受付終了】	(1)設備導入補助型(一般枠) ・補助申請金額:1億円~15億円 ・補助率:中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2に補助率調整指数(20%~100%)を乗じた率以内 (2)設備導入補助型(特別枠) ・補助申請金額:100万円~15億円 ・補助率:中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2に補助率調整指数(20%~100%)を乗じた率以内	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 TEL:03-3582-5410 E-mail:scs@jetro.go.jp										
	補 【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業<実証事業及び事業実施可能性調査>	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを支援。	次の要件を満たす民間事業者及び団体。 ・日本に拠点及び法人格をもち、日本における事業実施を有していること ・大企業、中小企業ともに対象	本公募においては、類型1(製品開発型)類型2(バリューチェーン高度化型)の2つの類型について、それぞれ実証事業及び事業実施可能性調査の募集を行います。 ■補助対象事業 (1)類型1:製品開発型 日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するべく、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産設備の本格的な導入に向けた事業可能性等の評価を行う (2)類型2(バリューチェーン高度化型) 日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するべく、ICT・ブロックチェーン・AI等のデジタル技術も活用しつつ生産・調達・物流・サービス提供等の国際的バリューチェーンの高度化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、モデル事業の実施及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産・調達・物流等のシステムの本格的な導入に向けた事業可能性等の評価を行う	第2回公募:R2.9/3~10/2	【申請受付終了】	◇類型1(実証・事業実施可能性調査とも) ジェトロ 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 TEL:03-3582-5410 ◇類型2(実証・事業実施可能性調査とも) ジェトロ 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局(DX推進担当) TEL:03-3582-5644											
	補 【販路開拓支援】 JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人等	(1)事業型 中小企業者等が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組(新商品・サービス開発やブランディング等)。 (2)支援型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得を支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)する取組。	第1回 R2.6/8~6/29 第2回 R2.6/30~7/22	【申請受付終了】	(1)事業型 ■補助上限額:500万円※ ■補助率:2/3 ※複数者による連帯体での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。 (2)支援型 ■補助上限額:2,000万円 ■補助率:2/3	(株)ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局 E-mail:info@japanbrand.page										
	補 経営資源引継ぎ補助金	事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、①経営資源の引継ぎを促すための支援、②経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図る。	(1)買い手支援型(事業を引き継ぐ方を支援) 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者であり、右記の全ての要件を満たす者 (2)売り手支援型(事業を承継したい方を支援) 事業再編・事業統合等に伴い経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者であり、右記の全ての要件を満たす者	(1)買い手支援型(事業を引き継ぐ方を支援) ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 (2)売り手支援型(事業を承継したい方を支援) ・地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行っており、事業再編・事業統合等により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。	(1次)R2.7/3~8/22 (2次)R2.10/1~10/24	【申請受付終了】	(1)買い手支援型(事業を引き継ぐ方を支援) ・対象費用:謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料 ・補助率:補助対象経費の2/3 補助下限額50万円 ・補助額:上限額:100万円(経営資源の引継ぎを促すための支援) 200万円(経営資源の引継ぎを実現させるための支援) (2)売り手支援型(事業を承継したい方を支援) ・対象費用:謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料(廃業費用、廃業登記費、在庫処分費、解体費、現状回復費) ・補助率:補助対象経費の2/3 補助下限額50万円 ・補助限度額:上限額:100万円(経営資源の引継ぎを促すための支援) 650万円(経営資源の引継ぎを実現させるための支援)	経営資源引継ぎ補助金事務局 TEL:03-6629-9134										
厚生労働省	補 【テレワーク】 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金(設備導入にかかる費用の支援)	新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入やテレワークの新規導入やテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組み中小企業事主を支援。	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース 【対象となる取組】 ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労務協定等の作成・変更等 【要件】 事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること (2)職場意識改善特例コース 【対象となる取組】 ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新等 【要件】 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇等の規定を整備すること	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース (1次)R2.3/9~5/29 (2次)R2.9/1~9/18 (2)職場意識改善特例コース R2.3/9~R3.1/4	【申請受付終了】	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース ■1企業あたりの上限額:100万円 ■補助率:1/2 (2)職場意識改善特例コース ■補助金額:上限額50万円 ■補助率:3/4	テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室											
	補 更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和2年9月30日 令和2年9月30日~令和3年2月28日までの休業等に適用	・生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日~令和3年2月28日までの間は、5%減少) ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和(「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」)		①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3⇒4/5) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4⇒10/10) ③助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ④教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円) ⑤新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑥1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑦雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク、またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999											
	補 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもを保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賞金全額支給)の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。	①又は②の子どもの世話をすることが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賞金全額支給)の休暇を取得させた事業主	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども ※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども 【適用日】 令和2年2月27日~9月30日 令和3年3月31日の間に取得した休暇 ※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。	R2.3/27~9/30までの休職に関する申請期限はR2.12/28まで R2.10/1~12/31までの休職に関する申請期限はR3.3/31まで R3.1/1~3/31までの休職に関する申請期限はR3.6/30まで		休暇中に支払った賞金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げ。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999										

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
広島県	<p>補 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業</p> <p>補 (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</p>	厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響について、できる限り小さくするため、介護サービス事業所等に対し、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援。	広島市、福山市及び呉市を除く、次の広島県内の事業所(施設)。 ・通所系サービス事業所 ・短期入所系サービス事業所 ・訪問系サービス事業所 ・介護施設等	<p>ア 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 エ ア〜ウ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費(福祉用具貸与と事業所を除く。)について支援を行う。</p> <p>(1)のア又はイの介護施設等及び感染症の拡大防止の観点から自主的に3日以上休業した介護施設等の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該介護施設等の利用者の積極的な受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護施設等が、緊急かつ密接な連携を実施するために必要な経費について支援を行う。</p>	<p>申請書兼実績報告書提出締切り日 8月31日(月)必着 7月31日(金)⇒8月3日(月)以前に、当該事業が終了している事業所が対象</p> <p>9月1日以降、今後補助対象になった場合、当該事業が終了した日から30日を経過した日又は令和3年4月10日までのいずれか早い日</p>	<p>・補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄附金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とします。 ・補助金の交付額は、事業所・施設ごとに、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とします。(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。) ・1事業所・施設当たり1回まで交付します。</p>	広島県 健康福祉局 地域福祉課介護保険事業者指導グループ TEL:082-513-3208											
	<p>補 (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業</p>				【申請受付終了】													
	<p>補 更新 飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金</p>	県民の皆様が安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。	飲食店(※)を経営する法人又は個人であって、右記の全てに該当する者 ※ 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店	<p>1. 広島県内に店舗があること。 2. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。 3. 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内に同一品目において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。 4. 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。 5. 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。 6. 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。 7. 県の「広島積極ガード店」に登録すること。 8. 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。 9. 取扱い店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。 10. 県又は県から委託された者が事前通告なしに訪問アンケート調査に協力すること。</p>	<p>【対象経費】 1. 飛沫感染予防対策 アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、パーティション、フロアマーカー 2. 接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 3. 換気による感染予防対策 換気扇、サーキュレーター 4. その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置</p> <p>※ 設置費、送料も含まれます。 ※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗品は、補助対象外です。 ※ エアコン、空気清浄機は補助対象外です。</p>	<p>R2.10/12~12/25 ⇒ R3.2/24 ⇒ 4/16 予</p>	<p>・補助額:1店舗当たり上限10万円 ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。</p>	広島県飲食店新型コロナウイルス対策補助金事務局 TEL:082-546-1211										
	<p>補 更新 新たなビジネスモデル構築支援事業(導入支援)</p>	広島県では、県内中小企業者が行うICTツールの活用を通して、ビジネスモデルの提案(専門家派遣)、国(※)のIT補助金の上乗せ補助、ICTツールの運用支援(専門家派遣)を行い、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデル構築に向けた取組を支援します。 ※IT導入補助金:令和2年度補正予算 サービス産業等生産性向上IT導入支援事業(特別枠C類型-2型))	広島県内に所在する中小企業事業者で国のIT導入補助金(C類型-2)の採択企業 ※令和2年12月18日までに交付申請を行い、採択された企業が対象です。	<p>・ビジネスモデルの提案 「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルの実践に向けた業務フローの見直しや具体的な導入検討について、専門家を派遣します。 ・IT補助金の上乗せ補助 国のIT導入補助金を活用して非対面型ビジネスモデルへ転換等に取り組む事業者に対し、自己負担の一部を補助します。 ・ICTツールの運用支援 ツール導入後の専門家派遣による定着支援を行います。</p>	<p>R2.11/24~R3.3/24 ⇒ 3/12 (予算の上限に達し次第締切)</p>	<p>・補助率:1/12 ・事業者負担率:1/6 ・補助上限額:3.3~50万円/社</p>	<p>・制度全般の問合せ先 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム TEL:082-513-3355 ・申込に関する問合せ先 新たなビジネスモデル構築支援事務局 (株)タナベ経営中四国支社 TEL:082-223-1113</p>											
<p>補 新たなビジネスモデル構築支援事業<実装支援></p>	県内企業が「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルの転換にあたって重要な要素となるICTを活用した中小企業向けデジタルサービスを創出・普及するために実施する「新たなビジネスモデル構築支援事業(実装支援)(以下「実装支援事業」という。)」の実施を通じて、ICTを活用した中小企業向けデジタルサービスを創出・普及する	本補助金の交付申請をしようとする者(以下、「補助事業者」という。)は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 広島県内に事業所を有する中小企業事業者であること。 (2) プロジェクトに、県内モニター事業者として参加すること。 (3) 本業務を円滑に実施できるよう、デジタルサービスを活用した生産性向上の効果や使いやすさ、改善点について、積極的にサービス提供者にフィードバックし、県内中小企業者向けのデジタルサービスの創出に繋がるよう協力すること。 (4) デジタルサービス提供者から事前確認を受けていること。	<p>県が選定したプロジェクト(既存のデジタルサービスのカスタマイズや組み合わせ等による新たなデジタルサービスを実施すること。)のうち、希望するデジタルサービスにモニターとして参加し、そのデジタルサービスを活用した生産性向上の効果や使いやすさ、改善点について、積極的にサービス提供者にフィードバックし、県内中小企業者向けのデジタルサービスの創出に繋がるよう協力いただきます。 県内モニター事業者が、モニターに参加するための経費の一部を補助します。 ・募集テーマ「ICTの活用による非接触型ビジネスモデル」 ・募集分野「卸・小売業、運輸業」「医療・介護・健康サービス業等」「飲食、宿泊業」</p>	<p>R2.12/7~R3.2/26 ⇒ 3/12</p>	<p>・補助対象者:県内モニター事業者 ・補助率:3/4 ・補助上限額:150万円/モニター事業者 ・補助対象経費:デジタルサービスの実装に必要な経費(ソフトウェア実装費(ランニングコストを含む。)、ハードウェアレンタル費、役務費(実装コンサルティング(付帯サービス等)) ・補助対象期間:実装に協力した期間(3カ月程度)</p>	広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム TEL:082-513-3355												
<p>補 ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金</p>	県民の皆様が安心してライブハウスを利用してもらえるようにするため、県内のライブハウスに対して、アクリル板、非接触体温計、サーキュレーターなどの感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助。 ※営業自粛(令和2年2月)以降から令和2年12月28日(月)までの間に購入、支払いが完了したものに限り。また、本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした既設の補助事業により購入されたものは、対象外です。	次の全てに該当するライブハウス事業者 ① 店舗のホームページやSNSなどでライブイベントの内容を告知していること。 ② ライブイベントの定期開催実績(新型コロナウイルス感染症流行期以前は月4回以上)があること。 ③ 業界団体が作成した「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守すること。 ④ 県及び保健所設置市の訪問調査に協力すること。 ⑤ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。 ⑥ 飲食店営業の許可がある場合、県の「広島県積極ガード店」に登録していること。	<p>◆ 支援対象経費 ① 飛沫感染予防対策 飛沫防止用壁(ステージ・観客間のアクリル板、ビニールカーテン など) ② 接触感染予防対策 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー、非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機 ③ 換気による感染予防対策 機械換気設備、エアコン(湿度制御機能のあるもの)、換気補助設備(サーキュレーター等) ④ その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置 ※上記の①~④については、設置費、送料も含まれます。 ※空調・換気設備については、本体購入のほか、修繕、清掃費用も対象です。 ※空気清浄機は、現段階で感染予防効果が確認できていないため、対象外です。 ※マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹸液などの消耗品は、補助対象外です。</p>	<p>R2.11/19~12/28</p>	<p>【申請受付終了】</p>	<p>・補助金額:1店舗あたり上限額 50万円 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。 ※ 店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。</p>	広島県 健康福祉局食品生活衛生課 生活衛生グループ TEL:082-513-3097											

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
呉市	呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費：JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分(全体事業費の1/3)														～R3.3月中旬 予算達成まで⇒R3.3/31	(1)事業者支援型 ・補助率：7/10 ・上限額：1,750千円 (2)支援事業型 ・補助率：7/10 ・上限額：7,000千円 ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付(上乘せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3167	
	事業者向けクラウドファンディング活用応援プロジェクト	新型コロナウイルスの影響を受けている市内の事業者が、クラウドファンディングを活用して取り組む。事業継続に向けた販路拡大や新ビジネス展開等の事業を応援。	市内に事業所を有する事業者(個人事業者、法人、企業、組合及びNPO法人等の民間団体)	(1)クラウドファンディング利用手数料に対する「補助金」 (2)クラウドファンディングで調達した金額に運動した「奨励金」														R2.6/1～R3.2/26	(1)補助率：10/10 (1)-1 一つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合 限度額：50万円 (1)-2 2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合 限度額：200万円 (2)補助率：5/10以内 (2)-1 一つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合 限度額：50万円 (2)-2 2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合 限度額：200万円	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3815	
	呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(交通事業者)支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている公共交通事業者(個人事業者を含む。)の今後の事業継続を支援するため、「呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(交通事業者)支援給付金」を交付。	安心・安全な公共交通空間を提供するよう努めるとともに、公共交通の安全な利用に向け、一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議が発行する「STOP新型コロナ」チラシ又はこれと同様の内容と認められるチラシ等を車内・船舶内に掲示するなど、新しい生活様式に関する啓発を行うことを宣誓する事業者。	安心・安全な公共交通空間を提供するよう努めるとともに、公共交通の安全な利用に向け、一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議が発行する「STOP新型コロナ」チラシ又はこれと同様の内容と認められるチラシ等を車内・船舶内に掲示するなど、新しい生活様式に関する啓発を行うことを宣誓する事業者。	(1)次のア～エのいずれかに該当すること。 ア.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者(呉市内のみを運行する路線を持つ事業者又は呉市が現に単独で運行支援を実施している事業者に限る。) イ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般貨物旅客自動車運送事業者(呉市内に本社又は営業所を有する事業者に限る。) ウ.道路運送法第4条に基づく許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者(呉市内に営業所を有する事業者に限る。個人タクシー等を含む。) エ.海上運送法第3条に基づく許可を受けている一般旅客定期航路事業者及び同法第19条の5に基づき届出をしている貨物定期航路事業者であって、呉市内のみを運航する航路を持つ事業者又は呉市が現に離島航路・生活航路として運航支援を実施している事業者 (2)上記ア～エの道路運送法又は海上運送法に基づく許可については、令和2年5月末日より以前に受けたものであること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)呉市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当していないこと。														R2.7/16～9/30(当日消印有効)	・交付は、同一の対象者に対して一度に限るものとします。 ・交付する給付金の額は、各対象者が所有又は貸与を受け、事業(*)に常用している車両及び船舶数に、次の①～④の額を乗じて得た額の合計額とします。 ①路線バス・生活バス・貸切バス・乗合タクシー：1両につき15万円 ②タクシー：1両につき5万円 ③フェリー：1隻につき50万円 ④フェリー以外の船舶：1隻につき15万円	呉市 都市部交通政策課 TEL:0823-25-3239
	呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者(宿泊事業者)支援給付金	新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するため、宿泊客が安心して快適に宿泊してもらえるための対策などを講じる宿泊事業者に対し給付金を交付。	令和2年5月31日時点で旅館業法に基づく許可を受け、呉市内で営業する旅館・ホテル・簡易宿所等、今後も営業を継続する意思がある者	次の全ての要件を満たす方 (1)市税の滞納がないこと (2)広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を施設に掲示し広島県ホームページで宣言店として公表していること (3)公共施設、研修・福利厚生施設を除く (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者を除く (5)呉市が例年12月頃に実施する宿泊事業者へのアンケート調査に協力すること															R2.7/17～9/16(当日消印有効)	・客室総定員数 × 2万円 = 給付額上限 / 1施設 ※客室総定員数は、呉市保健所に届出されている定員数を上限とします。	呉市 産業部観光振興課 TEL:0823-25-3180
	呉市宣言店給付金(通称) 呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者支援給付金(宿泊・交通事業者を除く)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や3密回避対策など「新しい生活様式」の実践に向けて、自主的に取り組んでいる事業者を支援するため、幅広い用途で使用可能な呉市独自の給付金を支給。	呉市内に営業所や店舗を有しており、今後も事業を継続する意思があること(宿泊・交通事業者を除く)	左記の対象者であり、次の全ての要件を満たす方 (1)広島県より「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の発行を受け、広島県のホームページに公表されていること (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に掲げる営業店舗でないこと (3)暴力団等と関係を持っていないこと															R2.7/31～12/28(当日消印有効)	・5万円 / 店舗等	呉市 感染症対策取組事業者支援給付金センター TEL:0120-039-904
	農漁業者経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国の「経営継続補助金」を活用する際、事業者の負担が1割になるよう助成する呉市独自の支援を行います。	次のすべてに該当する人 ・令和2年度中に国の経営継続補助事業(経営継続補助金)において交付額の確定を受けた市内に本社、本店、または主たる事業所を有する農漁業者(個人または法人) ・市税の滞納がない者 ・暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	補助対象事業費の「経営の継続に関する取組」として認められた経費のうち、事業者負担分が10分の1となるように助成金を交付(上乘せ)します。															R2.7/16～R3.3/31	・補助率：国 3/4 ・市 3/20 ・事業者 1/10 ・補助上限額：20万円 (注)共同申請の場合の補助上限額は200万円(20万円×10事業者)	呉市 産業部農林水産課(農業振興グループ・水産振興室) TEL:0823-25-3318, 0823-25-3319
	呉市ビジネスモデル転換支援事業補助金	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表・新型コロナウイルスの影響を受け、経営基盤の安定化や、新ビジネス及び販路拡大等にチャレンジする事業者を支援し、市内での産業振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とします	・呉市内において事業所を有し、かつ市内において令和2年4月1日以前から事業を行っている事業者。 ・日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区に関連する事業所を有する、又は、同社の協力会社として事業を展開している事業者のうち、今後も市内にて事業所を設置し、雇用を継続または創出する事業者。	事業者がビジネスモデルの維持・転換または販路の拡大を図る事業(以下「呉市BM転換事業」という。)で令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に実施する事業															R2.8/21～11/27	・補助額 最大1,000万円 ※補助金額が50万円以下の事業は、本事業の対象となりません。 ・補助率 1/2以内	呉信用金庫本店 呉市ビジネスモデル転換支援事業事務局(呉信用金庫 地域貢献部) TEL:0120-791-090
くれまち店舗応援プロジェクト	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者が、団体・グループで取り組むプレミアム付商品券の発行など、地域内の経済活性化を促す事業を応援します(対象業種：飲食業・小売業・サービス業)	(1)商工会議所・広域商工会・中小企業家同友会等の地域の団体 (2)商店街振興組合・商店街団体 (3)5以上の影響事業者で構成される団体 ※市内に事業所(店舗)を有する事業者(個人・法人) ただし、1つの影響事業者が参加できるのは3つのプロジェクトまで	(1)対象事業 1.プレミアム付商品券の発行 2.スタンプラリーの開催 3.ウェブサイト等を活用した影響事業者のPR支援 など 準備や広報、商品券のプレミアム負担に係る費用などの事業の実施に必要な経費 (2)対象経費(例) ・チラシの作成・ウェブサイトの作成・のぼり旗の作成・商品券の印刷・スタンプラリーの景品・商品券発行時の事務局等の委託費・商品券のプレミアム部分(上限30%)※消費税は補助対象外															R2.10/5～12/28	・補助限度 影響事業者の数：5～50の場合、300万円 影響事業者の数：51～100の場合、600万円 影響事業者の数：101～150の場合、900万円 ・補助率 事務経費：補助対象経費の8/10以内 商品券プレミアム部分(上限30%)：10/10	呉市 産業部商工振興課商業グループ TEL:0823-25-3814	
竹原市	竹原市中小企業者等事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する者のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人、又は個人事業主	・令和元年以前から主たる収入として事業により売上(事業収入)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ・令和2年1月から5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上(事業収入)が20%以上減少した月があること。ただし、前年の売上(事業収入)の合計が120万円以上である者に限りませす。 ・令和元年6月以降に創業した者など、市長が本事業の趣旨に基づき、対象者として認める事業者														R2.6/8～12/25	一律10万円を支給 (1事業者につき1回限り)	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745	
	竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等(広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等という。)であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費														R2.6/15～R3.2/28⇒3/31	・補助率：10/10 ・補助金額：10万円上限	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745	
	竹原市新型コロナウイルス感染症宿泊事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、施設内での感染防止対策に要する経費を補助。	竹原市内において、旅館業法第2条に規定する旅館業を営む者(同法第3条の許可を受けた者に限る。)	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施したもの ・感染拡大防止に係る個人防護具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用) ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用															R2.7/13～10/30	次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)宿泊施設全体の客室数に一室あたり2万円を乗じて得た額	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL:0846-22-7745

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月
竹原市	竹原市新型コロナウイルス感染症交通事業者支援事業補助金	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市内の交通事業者に対し、予算の範囲内で、車内及び船内での感染拡大防止対策に要する経費を補助。	・竹原市内に本社若しくは営業所を置くバス事業者又は市が業務を委託しているバス事業者 ・市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 ・市内に事務所を置くフェリー事業者	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年12月31日までに実施したものの ・マスク・消毒液などの購入費用 ・パーテーション等の感染防止設備の整備費(自作するときは、材料代等の作成費用) ・その他車内及び船内での感染拡大防止に係る費用														次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)バス事業者の場合:運行乗合バス又は貸切バス(市内営業所に設置されているものに限る。)車両のうち、令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両(旅客を運送している車両に限る。)数に3万円を乗じて得た額 タクシー事業者の場合:令和2年4月1日時点において、市内で運行する車両(旅客を運送している車両に限る。)数に1万円を乗じて得た額 フェリー事業者の場合:令和2年4月1日時点において、運航する船舶数に5万円を乗じて得た額	竹原市 総務企画部企画政策課 TEL: 0846-22-0942	
	竹原市新型コロナウイルス感染症飲食事業者支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症に係る飲食店での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、店舗内での感染防止対策に要する経費を補助	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定による都道府県知事の許可(飲食店営業及び喫茶店営業に限る。)を得た者で広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言をしている者のうち、竹原市内で営業を営む者	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年12月25日 令和3年1月27日までに実施したものの ・感染拡大防止に係る個人防護具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用) ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用														(1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)運営する飲食店舗数に1店舗当たり5万円を乗じて得た額	竹原市 地域振興部産業振興課商工観光振興係 TEL: 0846-22-7745	
	竹原市新型コロナウイルス感染症医療介護等支援事業補助金	竹原市では、新型コロナウイルス感染症の市民への感染拡大を防止するため、市内の医療機関等に対し、施設内での感染防止対策に要する経費を補助	竹原市内の病院、診療所及び歯科診療所、調剤薬局、施設・居住系サービスを運営する介護事業者、居住系サービスを運営する障害福祉サービス事業者等	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から12月25日 令和3年1月27日までに購入・実施したものの (業者の都合等により納期が遅れる場合は、担当までご連絡ください。) ・ガウン、ゴーグル等の個人防護具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用) ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用															補助対象経費の合計額(1,000円未満切捨)とし、次に掲げる額を限度とする ・病院:50万円 ・診療所及び歯科診療所:20万円 ・調剤薬局:10万円 ・施設・居住系サービスを運営する介護事業者:20万円 ・上記以外の介護事業者:10万円 ・居住系サービスを運営する障害福祉サービス事業者:20万円 ・上記以外の障害福祉サービス事業者:10万円	竹原市 福祉部健康福祉課健康対策係(保健センター) TEL: 0846-22-7157 竹原市 福祉部健康福祉課介護福祉係 TEL: 0846-22-7743 竹原市 福祉部健康福祉課障害福祉係 TEL: 0846-22-7743
	ひろしまシフトツーリズム事業補助金	本市への移住希望者の来訪を促進させ、本市への移住へ結びつけるため、移住希望者が交流・活動・滞在するための受入環境整備の費用の一部について予算の範囲内において補助。	竹原市内において、移住希望者が交流・活動・滞在するための受入環境整備を行う者	次に掲げる経費のうち、移住希望者を惹きつける機能を付するための受入環境整備に要する経費とします。 ・移住体験に必要となる施設の改修費 ・通信機器等の設置費等 ・その他移住体験に必要と認める経費	・補助対象事業を令和3年3月16日までに完了すること ・補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること														・補助率:補助対象経費の1/2 ・補助金額:上限100万円(1,000円未満の端数が出た場合は切り捨て)	竹原市 総務企画部企画政策課 TEL:0846-22-0942
三原市	事業継続支援給付金事業	感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、店舗や事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給することにより事業継続を支援	右の募集対象分野に当てはまる方	令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人又は個人事業主(以下「事業者」)で、下記(1)~(3)のいずれにも該当する事業者が支給の対象となります。 (1)三原税務署へ営業所得の申告がなされている事業者。もしくは令和2年1月1日~4月30日の間に個人事業の開業届が提出されている新規事業者。(法人の新規事業者については、令和2年4月30日時点で法人設立登記が完了していること。) (2)市税の滞納がない事業者 (3)反社会的勢力でない事業者 医療法人、社会福祉法人等でも事業所得(営業所得)の申告がなされている者は対象となります。また、大企業も対象です。(ただし、宗教上の組織もしくは団体、政治団体は除きます。)														・1事業者につき5万円	三原商工会議所(三原地区) TEL:080-2901-9852 三原臨空商工会 本所(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238 三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072	
	雇用調整助成金等活用促進事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。														・10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6013	
	新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等の要請により売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して、店舗賃借料の補助金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図ります。	1.市内に本店を有する法人若しくは市内に住所を有する個人 2.広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者 3.継続して1年以上事業を行うもの 4.店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以内の親族または法人の代表者でないこと	■補助対象費:店舗の賃借料															店舗の賃借料(共益費その他の経費を含む。)の2分の1以内で、月額5万円を限度とし、令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分(上限15万円)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
	経営支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症により売上が減少し、広島県等の融資制度を活用する市内事業者に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給します。	○三原市内に住所及び事業所を有する個人事業主、または市内に本店を有する法人 ○新型コロナウイルス感染症対策で、政府系金融機関または民間金融機関が実施する融資制度を活用していること ○市税の滞納がないこと																・10万円 (1事業者につき1回限り)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
	観光交通事業者等支援給付金支給事業	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている市内観光交通事業者等に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給	令和2年6月1日時点で、次のいずれかの許可を受けて、市内で事業を営んでいること。 ○旅館業法に基づく旅館業の営業許可 ○海上運送法に基づく一般旅客定期航空路事業の許可 ○道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可	(1)旅館業 (2)一般旅客定期航空路事業 (3)一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業															(1)許可を受けた客室数に2万円を乗じた額 (2)許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額 (3)許可を受けた車両数に5万円を乗じた額	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
	店舗経営改善支援事業費補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入等に係る費用の一部を補助	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、右記のいずれにも該当するもの ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言した者 ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者 ・事業の開始日が広島県の緊急事態措置の発令日(令和2年4月18日)以前である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業、林業)またはB(漁業)以外に属する事業を営んでいる者 ・国、地方自治体、その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を重複して受けていない者 ・市税の滞納がない者 ■対象経費:備品購入費、内装工事費、販売促進に要する広告宣伝費 など															・補助率:3/4 ・補助金額:上限30万円 (下限5万円)※千円未満切り捨て ・補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年4月31日⇒3月12日	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
三原市	補 三原市小規模事業者持続化補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、商工会議所または臨空商工会の助言を受けて作成した経営計画に基づき、販路開拓に取り組む費用の一部を補助。	市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、次のいずれにも該当するもの ・国の小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の交付決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:国の交付を受けた小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の補助対象経費(機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費等)														R2.10/23~R3.3/31	・補助率:1/12(県と同率) ・補助金額:上限5万円 (共同申請の場合は、上限50万円) ・補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072 三原商工会議所(三原地区) TEL:0848-62-6155 三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区) TEL:0848-86-2238	
	補 中小企業者採用活動支援事業費補助金交付事業	市内の中小企業者がWebを活用した面接や説明会を実施する経費の一部を補助。	次のいずれにも該当するもの ・市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者 ・市税の滞納がない者	■対象経費:Web面接・説明会を行うためのWebサービス利用料、ソフトウェア利用料 ・Webカメラ・スピーカー・マイクの購入及びリースに関する費用 ・Web合同説明会への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等に係る委託料やソフト利用料 ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート費用														R2.10/15~R3.3/31	・補助率:10/10 ・補助金額:上限10万円 ・補助対象事業期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日	0	
	補 商店街魅力向上支援事業費補助金交付事業	市内の商工団体や商店街組織等が、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むついで、顧客増進や魅力向上のためにイベント実施、情報発信、環境整備等に要する経費に対して補助金を交付。	・三原商工会連合会を構成する商工会組織 ・三原商工会議所もしくは三原臨空商工会の会員で構成する団体組織	■対象経費 ・イベント開催事業費(委託料、広告宣伝費、会場使用料等) ・情報発信事業費(ホームページ、SNS情報発信ツール、マップ作成等) ・環境整備事業費(備品購入費等)															R2.10/15~R3.3/31	・補助率:10/10 ・補助金額:上限1件につき100万円 ・補助対象事業期間:令和2年10月1日~令和3年3月31日 ※令和2年10月1日以降に事業を開始し、令和3年3月31日までに事業を完了させる必要があります。	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
尾道市	補更新 事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請														R2.7/6~R3.2/28⇒3/31	(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) 補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率:1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183	
	給 事業継続特別支援金	令和2年3月~5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	令和2年3月~5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給します。														R2.7/6~11/30	・支給額:法人20万円、個人事業主10万円	尾道市 産業部商工課商工振興係 TEL:0848-38-9182	
	補 経営環境改善支援補助金	新しい生活様式に適応した経営の維持・回復に取り組む中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	■取り組み内容 (1)新しい生活様式に適応した店舗等の改修 (2)インターネット販売システム構築 (3)感染防止対策、宣伝広告等のほか、新しいビジネス転換の取組 ※上記補助上限のいずれか一つでご利用いただけます。															R2.7/10~9/30⇒8/11	・補助上限:(1)30万円 (2)20万円 (3)30万円	尾道市 産業部商工課商政係 TEL:0848-38-9183
補 尾道市新規創業者家賃等支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内事業者のうち、経営が不安定な新規創業者の賃料を支援することで、固定経費の負担を軽減し事業継続を支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、右記の要件をすべて満たすもの	(1)尾道市内に事業所を有し、事業収入を得ている中小企業者(個人事業主を含む) (2)2018年4月から2020年7月末までに創業していること (3)2020年3月~2020年11月の任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少していること (4)今後も事業を継続する意思があること															R2.8/21~12/28	■支援金額:直近1ヶ月に支払った事業所賃料の1/3×最大6か月 ※1ヶ月5万円を上限とし、最大30万円を一括支給 ■支援対象経費:事業所の賃料(家賃・地代)	尾道市 産業部商工課商工振興係 TEL:0848-38-9182	
福山市	補 テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が、2020年(令和2年)4月1日以降に、新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで、テイクアウト・デリバリー事業に参入し、売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等 ※2020年(令和2年)4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・Pr動画製作委託費 ・Webサイト等製作委託費 ・看板・POPのぼり製作費 など (3)配送用車両等借上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など														R2.5/18~7/31(8/1以降は、予算枠に達し次第終了)	・補助率:10/10 ・補助限度額:30万円	福山市 経済環境局産業振興課商業振興担当 TEL:084-928-1038	
	補 デリバリー代行サービス応援事業補助金	飲食店営業3類の許可を持つ中小事業者等が、2020年(令和2年)4月1日以降、「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3類の許可を受けており、かつデリバリー代行サービスを2020年(令和2年)4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費(2か月分) ▶タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ▶Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等														R2.5/18~7/31(8/1以降は、予算枠に達し次第終了)	・補助率:1/2 ・補助限度額:10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市 経済環境局産業振興課商業振興担当 TEL:084-928-1038	
	補 採用活動支援事業補助	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	<対象事業費の例> ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料(導入費、継続費) ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料(導入費、継続費) ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等にかかる費用 ○ハードウェアに関する費用○通信料○Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等															R2.5/18~8/20	・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL:084-928-1040
	補 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費															R2.5/18~R3.2/26(延期)	・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 経済環境局産業振興課雇用労働担当 TEL:084-928-1040
	福山市テレワーク推進事業	補 福山市テレワーク利用推進事業 補 テレワーク推進事業実施宿泊施設衛生管理費補助制度	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業 本市へ納付すべき市税の滞納がなく、福山市テレワーク推進事業の対象となる宿泊事業者 福山市テレワーク推進事業の対象となった宿泊事業者には、施設の衛生管理に係る経費の一部について、補助。	福山市内の事業所等にお勤めの方 本市へ納付すべき市税の滞納がなく、福山市テレワーク推進事業の対象となる宿泊事業者	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。 ・対象経費 補助対象期間内に係る経費のうち、施設等の消毒や清掃、衛生管理のための消耗品や備品に要した経費 ・補助対象期間 令和2年4月1日~8月31日まで													(第1次)R2.5/25~12/31まで延期 (第2次)R3.1/22~3/26	補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済環境局経済総務課 TEL:084-928-1215	
給 福山市スタートアップ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者(ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く)。個人事業主の場合は、個人事業の創業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。かつ、右記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日(2020年4月8日)以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(給付金等)から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア~ウの経費において、申請事業者が2020年3月1日(日)から2020年5月31日(日)までにおいて実際に支払った経費 ・家賃 ・土地利用料 ・事業に必要な機器等のリース料															R2.6/22~9/30	・支給限度額 30万円 ・支給率 10/10	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1039	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> 補給 補助金・助成金 New 給付金 New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
福山市	福山市特定離職者雇用促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市内に事業所がある事業者 ・2020年4月1日から同年9月30日までの間に対象となる離職者(労働者)を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない 	【対象となる労働者】 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人(雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・2020年4月1日～同年9月30日に雇用された方															R2.6/22~R3.2/28	<ul style="list-style-type: none"> ・補助期間 雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり(上限)60万円(月額上限10万円×3か月×2期) ・申請人数(上限)1事業者につき5人まで 	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1040
	福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助	<ol style="list-style-type: none"> ①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日(2020年(令和2年)4月18日)以前である ③日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいるなど 	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため設備の購入及び改修に当たり必要となる備品購入若しくは店舗等内改装に係る経費 (1)対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費 (4)カウンター及びテーブルの改修費 (5)換気設備(換気扇、空気清浄機(1台まで)、網戸等)の購入及び整備費 (6)来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで)、非接触型検温器具(1台まで)の購入費など (7)非接触型の給排水設備の導入費															R2.7/1~9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 上限30万円(下限5万円) ・補助率: 3/4 	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1039
	第2次福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助 【申請時の注意点】 ・福山市感染症対策設備導入支援事業補助金を利用した事業者は対象外です。 ・クレジットカードを利用した場合、2021年(令和3年)2月26日までに口座からの引き落としが完了している経費のみ対象とします。 (※これからお支払いを行う場合は、現金又は口座振込を推奨します。) ・空気清浄機については、空気を循環させるものを対象とし、オゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器など空間に散布させるタイプのものについては対象外です。また空気清浄機能を主たる機能としているもののみを対象とします。 (※空気清浄機能付きエアコン・空気清浄機能付き扇風機などは対象外です。) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請にご協力ください。 (※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到着を確認できる方法でご郵送ください) ・手形・小切手・PayPay等のキャッシュレス決済(クレジットカードを除く)、各種商品券、金券等により支払った経費は対象外となります。	以下の(1)~(10)を満たす中小企業、小規模事業者または個人事業主 (1)法人においては、福山市内に本店または支店がある者 (2)個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者 (3)福山市の市税完納証明書が発行できる者 (4)日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)またはB(漁業)以外に属する事業を営む者 (5)飲食店の場合、広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内に掲示している者 (6)飲食店以外の事業者の場合、広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入し、係るQRコードを店内等に掲示しており、かつ新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の発行を受け、係る宣言書を店内等に掲示している者 (7)福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)eラーニングを修了し、係る修了証を店内等に掲示している者 (8)暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でない判断される事業を行っていない者 (9)補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金など)から補助を受けていない者 (10)福山市感染症対策設備導入支援補助金を利用していない者	(1)対面式の営業を行う際の亚克力パーテーション、カーテン等の導入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等の導入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の導入費 (4)換気設備(換気扇、網戸、空気清浄機(1台まで))の購入及び設置費 (5)来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで)、非接触型検温器具(1台まで)の購入費 (6)非接触型の給排水設備の導入費(非接触型消毒液噴霧器、手洗い、トイレ排水の非接触化) (7)カウンター及びテーブルの改修費(新規購入を除く) 【注意点】 ・空気清浄機については、空気を循環させるものを対象とし、オゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器など空間に散布させるタイプのものについては対象外です。また空気清浄機能を主たる機能としているもののみを対象とします。(※空気清浄機能付きエアコン・空気清浄機能付き扇風機などは対象外です。) ・マスク、フェイスシールド、消毒液、手袋、石鹸などの消耗品・扇風機・サーキュレーターについても対象外です。															R3.1/12~2/26	※申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 上限30万円(下限5万円) ・補助率: 3/4 	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1039
	課題解決型経営基盤強化支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ◆在庫管理や受発注、工程管理等のシステムを導入したい ◆IT、IoTを活用した倉庫や輸送など物流を共有化したい ◆非効率機器を更新したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、生産性の向上や経営基盤の強化を目的とした事業課題の解決や固定費削減のための取組に係る経費の一部を補助します。	<ol style="list-style-type: none"> ①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど 	課題解決や生産性向上のための取組に係る経費 (1)IT・IoTの導入 (2)レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (3)顧客回転率や顧客管理精度の向上を目的としたシステムの導入 (4)作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (5)その他固定費の削減に資する取組															R2.7/1~9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 上限50万円 ・補助率: 2/3 	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1039
	事業オンライン化支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ◆WEB会議やテレワークの実施に係るサービスを導入したい ◆オンライン化に係るコンサルティングを依頼したい ◆オンライン販売促進用のWEBサイトを制作したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、インターネットを利用した非接触型の販売方法の導入及び強化等、オンライン化にかかる経費の一部を補助します。	<ol style="list-style-type: none"> ①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど 	業況好転のためのオンライン化にかかる経費 (1)非対面型ビジネスモデルへの転換 (2)テレワーク環境の整備															R2.7/1~9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額: 上限50万円 ・補助率: 2/3 	福山市 経済環境局産業振興課 TEL:084-928-1039
福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の飲食店の方に対して、感染症拡大防止に必要な衛生用品購入等に係る経費の一部を補助するものです。	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、右記に掲げる条件を満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。	(1)法人においては、福山市内に本店又は支店がある者 (2)個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者 (3)飲食店の営業許可証の写しが提出できる者(飲食店営業許可1類、飲食店営業許可3類、喫茶店営業許可のいずれかを有し、客室があること) (4)福山市の市税完納証明書が提出できる者 (5)福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)eラーニングを受講し、係る修了証を店内等(利用者から閲覧可能な場所)に掲示している者 (6)広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内(利用者から閲覧可能な場所)に掲示している者 (7)暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でない判断される事業を行っていない者 (8)補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者															R3.2/1~3/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額: 10万円 ・補助率: 3/4 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ・対象経費: 消毒費用、飛沫対策費用、清掃費用、その他の衛生管理費用 ・補助対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月10日 	飲食店衛生費補助金事務局 TEL:090-1471-7558	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月	3月
江田島市	江田島市事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少しているが、国の持続化給付金、広島県の感染拡大防止協力支援金、江田島市のがんばる商工業等支援金などの制度に適合せず、支援をうけられない事業者に対して経営の安定化や事業の継続を目的に支援します。	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種 ・本市に本店を有する法人、事業所を有する個人事業主 ・令和2年3月までに創業している事業者 ・令和2年1月以降のいずれか1か月の売上が前年同月比の売上と比較して20%以上50%未満減少していること ・前年度以前の市税を滞納していない事業者 ・持続化給付金、県感染拡大防止協力金、市ががんばる商工業支援金(10万円以上)などを受給していない事業者															R2.9/1~	■支援額:10万円 (江田島市ががんばる商工業等支援金受給額が10万円未満の場合は差額を支援)	江田島市 産業部交流観光課商工観光係 TEL:0823-43-1644		
府中町	府中町小規模事業者支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	・広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません。 ・令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。														R2.5/22~9/30	・1事業者につき5万円 支給は1回限り	府中町 総務企画部自治振興課商工観光係 TEL:082-289-3128		
	府中町飲食店応援金	「新型コロナ感染拡大防止集中対策地域」に府中町が加えられたことから、集中対策期間中に一定期間以上の休業を行う飲食店に対し、応援金を支給します。	(1)府中町内で屋内に常設の飲食スペースがある店舗であること (2)飲食店・喫茶店の営業許可を受けていること ※食品衛生法に基づく飲食店営業の「1類」または「3類」、もしくは喫茶店営業の「1類」の許可を受けた店舗を対象とします。	次の1、2の期間にそれぞれ休業し、合計5日以上休業すること (1)令和2年12月29日~令和3年1月31日の間に3日以上 (2)令和3年1月4日~11日の間に2日以上 ※屋内の常設飲食スペースを閉鎖し、デリバリーまたはテイクアウトのみの営業を行う場合は休業とみなします。														R2.12/25~R3.1/31	・一律15万円(1事業者につき1回限り)	府中町 総務企画部自治振興課商工観光係 TEL:082-289-3128		
海田町	海田町事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月(対象月)の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること。 (前年同月の売上高-対象月の売上高)÷前年同月の売上高×100=減少率(%)														R2.5/19~7/31	・10万円	海田町 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234		
	海田町感染防止対策協力金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために尽力する海田町内で事業を営む事業者に対し、事業全般に広く使える海田町感染防止対策協力金を給付。	(1)海田町感染防止対策・地域経済応援クーポンの取扱店舗であること。 (2)今後も町内において事業の継続の意思があること。	本協力金は一事業主当たり一申請となります。															R2.9/3~11/13	・3万円	海田町 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234	
熊野町	熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。															R2.6/30~7/31⇒R3.3/31	・1事業者 10万円	熊野町 総務部産業観光課 TEL:082-820-5602	
	熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。															R2.6/30~R3.3/31	広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金(上限10万円)の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部産業観光課 TEL:082-820-5602	
坂町	坂町中小企業等支援金制度	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月~12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日~5月6日までの期間を売上の算定期間から除外する。 ・国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定がないこと。 ・申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。															~R3.1/31まで	・10万円 (1事業者1回限り)	坂町 建設部産業建設課産業係 TEL:082-820-1512	
安芸太田町	安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持、発展に資することを目的※一部要件を緩和しました。申請期間も2か月延長します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業主含む)	①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で30%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少が見込まれること 【期間】 ○令和2年2月から令和2年6月まで															R2.5/1~8/31	中小企業者等1者につき10万円(加算金) 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算※但し、加算金上限額は40万円	安芸太田町 商工観光課 TEL:0826-32-7080	
北広島町	きたひろ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等(以下「事業者等」という。)に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体(みなし法人)及び個人で、町民税(法人、個人)を納付している事業者等	・応援給付金受領後も企業活動を継続する意欲があること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 ・新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。																R2.5/21~7/31(8/31まで延長)	・10万円 (1事業者1回限り)	北広島町 商工観光課商工振興係 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会 TEL:0826-72-2380

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

